

## 南丹市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

南丹市告示61号

改正 令和3年3月31日告示第61号

改正 令和4年3月2日告示第28号

改正 令和5年3月30日告示第76号

改正 令和5年8月25日告示第242号

改正 令和6年3月28日告示第112号

改正 令和7年3月31日告示第113号

改正 令和8年3月31日告示第118号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯等に対する経済的負担の軽減のため、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則（平成18年南丹市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦等 婚姻し、又は南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和6年南丹市告示第31号）第7条第1項の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた当事者をいう。
- (2) 新婚世帯等 南丹市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度1月1日から当該年度3月31日までの間に婚姻届又は南丹市パートナーシップ宣誓書を提出し、受理された世帯のうち、婚姻又はパートナーシップ宣誓時（以下、「婚姻日等」という。）において、夫婦等の双方が40歳未満の者である世帯をいう。
- (3) 住宅取得費用 婚姻又はパートナーシップ宣誓（以下、「婚姻等」という。）を機に住宅を取得するための取得費（改修・改築費用は除く。）並びに新築に係る工事費及び設計費をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅に限る。
- (4) 住宅のリフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要する費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、

婚姻日等から起算して1年以内に婚姻等を機として実施した当該住宅のリフォームに限る。

(5) 住宅賃借費用 婚姻等を機に住宅を賃借する際に要する賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃借費用について勤務する事業所から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該手当分を、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額に相当する額を除く。

(6) 引越費用 婚姻等に伴い行われた引越に係る運送及び荷造り等のサービス費用で、引越業者又は運送業者に支払うものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯は、次の各号の全てに該当する新婚世帯等又は第7条第1項に規定する交付決定を受けた日が属する年度若しくはその前年度に初めて補助金を受給した世帯であって、その受給額が交付決定時の第5条第1項に規定する1世帯当たりの限度額に達しなかったもののいずれかとする。

(1) 交付申請時において、夫婦等の双方又は一方の住所が入居対象となる南丹市内の住居の所在地となっていること。

(2) 夫婦等の前年(申請が1月から6月までの間にあるときは、前々年)の所得を合算した額(以下「新婚世帯等の所得額」という。)が500万円未満であること。ただし、夫婦等の双方又は一方が、交付申請時において貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を行っている場合は、新婚世帯等の所得額から、前年(申請が1月から6月までの間にあるときは、前々年)の1月1日から12月31日までに返済した貸与型奨学金の返済額を控除して得た額が500万円未満であること。

(3) 夫婦等の双方が次に掲げるいずれかを実施していること。

ア ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座の受講

(4) 夫婦等の双方が、自治会活動等に積極的に参加すること。

(5) 夫婦等の双方が交付申請時から、南丹市に継続して5年以上居住する意思を有していること。

(6) 夫婦等の双方が市税の滞納をしていないこと。

(7) 夫婦等の双方又は一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(8) 新婚世帯等の構成員の中に、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。

(9) 南丹市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度内に支払った住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとする。

(1) 住宅取得に伴う土地購入代及び住宅ローン手数料

(2) 住宅のリフォームに伴う倉庫又は車庫に係る工事費用及び門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

(3) 住宅賃借に伴う駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱水費及び火災保険料

(4) 備品購入費

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額とする。ただし、1世帯当たりの限度額は次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 夫婦等の双方の婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(2) 前号以外の世帯 30万円

2 前項の規定にかかわらず、前年度に補助金を受給した世帯は前年度の1世帯当たりの限度額から前年度交付を受けた補助金額を差し引いて得た額とする。

3 前2項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南丹市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出により実績報告があったものとみなす。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容

等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知により、補助金額の確定通知をしたものとみなす。  
（補助金の請求等）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、市長が定める日までに、南丹市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
（交付決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付申請時から起算して5年を経過する日前に市外に転出したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。  
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月2日告示第28号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年度における対象期間の特例)

2 令和4年度における対象期間は、第2条第1号の規定にかかわらず、令和4年1月1日から令和5年3月31日までとする。

附 則(令和5年3月30日告示第76号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月25日告示第242号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第112号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第113号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日告示第118号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

南丹市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

南丹市長

様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住所	〒 _____
氏名	_____ (※) (※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください
電話番号	_____

南丹市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、南丹市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 新婚世帯等について

申請者	ふりがな氏名	_____	生年月日	_____年 月 日
	※該当する項目に✓を記入して下さい。	勤務先からの住宅手当支給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
配偶者	ふりがな氏名	_____	生年月日	_____年 月 日
	※該当する項目に✓を記入して下さい。	勤務先からの住宅手当支給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
婚姻等年月日	_____年 月 日	年齢(婚姻時等)	夫 歳	妻 歳
受講等した講座名等	夫 受講等日	_____年 月 日		
	妻 受講等日	_____年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上	
関係書類	<input type="checkbox"/> 夫婦等の住民票の写し <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(パートナーシップ宣誓をした世帯はパートナーシップ宣誓書受領書の写し) ※ <input type="checkbox"/> 夫婦等の課税証明書 ※ <input type="checkbox"/> 南丹市税の納税証明書(別紙1/証明を受けたもの) ※ <input type="checkbox"/> 誓約書(別紙2) ※ <input type="checkbox"/> (貸与型奨学金を返済している場合) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 ※ <input type="checkbox"/> (住宅取得の場合) 工事請負契約書又は売買契約書の写し <input type="checkbox"/> (住宅のリフォームの場合) 工事請負契約書又は請書の写し <input type="checkbox"/> (住宅賃借の場合) 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> (住宅賃借の場合) 住宅手当の支給についてわかる書類(給与明細又は住宅手当支給証明書(別紙3)) <input type="checkbox"/> 住宅の取得費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料及び引越費用を支払ったことを証する書類(領収書等)			

※印の書類：今年度又は前年度に本補助金を受給した世帯は提出不要

## 2 補助申請額について

住宅取得費用 (購入・新築の場合)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額(A)	円	
住宅のリフォーム費用 (リフォームの場合)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額(B)	円	
住宅賃借費用 (賃貸の場合)	契約期間の始期	年 月 日	
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	家賃_____円+ 共益費_____円=(C)	月額 円	
	住宅手当(D)	円	
	実質家賃負担額(E) =(C)×支払済月数-(D)	円	
	その他住居費(F) (敷金、礼金、仲介手数料、日割家賃 及び日割共益費)	敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
		日割家賃( 月分)	円
		日割共益費( 月分)	円
小計(F)	円		
引越費用	引越を行った日	年 月 日	
	費用(G)	円	
合計(H)	(A)+(B)+(E)+(F)+(G)	円	
補助申請額	(H)の千円未満を切り捨てた額と30万円(婚姻時 等における夫婦等の双方の年齢が29歳以下のと きは60万円)のいずれか小さい金額を記載して ください。	円	

南丹市税の納税証明願

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

南丹市結婚新生活支援事業補助金の申請のため、下記の世帯の市税の滞納がないことを証明願います。

記

世帯主氏名	
住 所	
生年月日	年 月 日生

- ※この証明手続きは、南丹市役所 課で行ってください。証明手数料 300 円が必要  
要です。
- ※窓口に来られる方の本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参ください。
- ※本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合は、委任状（任意様式可）が必要で  
す。

南丹市税の納税証明書

上記証明願いについて、年 月 日時点において、市税の滞納がない  
ことを証明します。

南丹市長 印

委任状（本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合のみ）

私は、下記の者を代理人として、南丹市結婚新生活支援事業補助金申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

代理人【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

委任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日生

## 誓約書

- 1 申請日から5年以上継続して南丹市内に居住します。
- 2 居住地域の地縁組織(行政区・自治会・振興会など)に加入します。
- 3 地縁組織が定める会費(区費・自治会費・振興会費など)を納入します。
- 4 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加します。
- 5 地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。
- 6 私と配偶者又はパートナーは、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがありません。
- 7 私と配偶者又はパートナーは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 8 誓約事項に反した場合、南丹市結婚新生活支援事業補助金に関する交付決定の取り消し処分及び補助金の返還命令に応じます。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください

南丹市長 様

南丹市長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

(※)

(※)代表者本人が自署しない場合は、記名・押印してください

電話番号

## 住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

## 記

## 1 対象者

住 所	
氏 名	

## 2 住宅手当支給状況

月	支給額	月	支給額
年 4 月	円	10 月	円
5 月	円	11 月	円
6 月	円	12 月	円
7 月	円	年 1 月	円
8 月	円	2 月	円
9 月	円	3 月	円
		計	円

## 注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当です。
- 2 現住所の家賃に対する住宅手当を各月の支給額欄に記入してください。
- 3 代表者本人が自署しない場合、法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 支給していない月は「0」を記入してください。

第 号  
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 交付申請時から起算して5年を経過する日前に市外に転出したとき。 (2) 南丹市結婚新生活支援事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。 2. 市長は、1の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。
	<input type="checkbox"/> 不交付
	(不交付の理由)

南丹市結婚新生活支援事業補助金請求書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	印
電話番号	
生年月日	年 月 日生

下記のとおり補助金を請求します。

【該当する口座種別にチェック(☑)を記入／その他必要事項を記入】

補助金額		円
振込 口座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	